

# 嵐山

## 景観づくり計画書

一緒にはじめませんか、  
嵐山のまちづくり。



発行：嵐山まちづくり協議会



嵐山まちづくり協議会

# 嵐山まちづくり協議会

## 多くの賛同を得て設立しました



- 2011年11月 嵐山の景観についての勉強会をスタート
- 2013年 3月 嵐山まちづくり協議会設立準備会発足
- 2017年 7月 協議会設立に関する住民等の意向調査を実施。  
(協議会設立に95.9%が賛同)
- 2018年 4月 嵐山まちづくり協議会設立  
(活動区域内の関係地権者等の91.5%が参加)
- 2018年 8月 京都市より地域景観づくり協議会として認定



大学の協力を得たワークショップ



2018年4月19日 設立総会



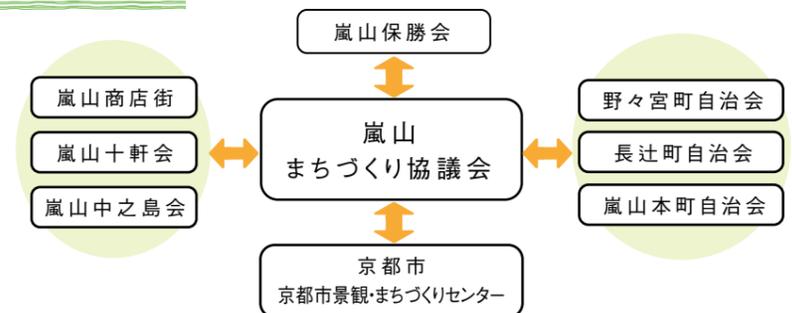
まちづくりに取り組む方を招いての学習会



2018年8月10日 認定式

## みんなが協働する体制をつくります

住民、事業者等、嵐山に関係する人が主体となり、行政の支援も得て、協働しながら進めていきます。



一緒にはじめませんか、嵐山のまちづくり。

## 建物の建築、改修時は建築主(事業者)との意見交換を行います

地域景観づくり協議会制度により、嵐山地域において建築行為等が進められる場合は、地域と建築主(事業主)との事前の意見交換を通じて、嵐山のまちづくりの方向を共有し、ともに考え、ともに景観づくりを進めます。

意見交換について  
詳細はP.8

### ご挨拶

「嵐山まちづくり協議会」は地域の皆さまから多くのご協力を頂戴しまして  
2018年8月10日に京都市より認定を頂きました。

今後も多様な意見をお聞きしながら、  
将来にわたる嵐山の“まちなみ”を  
皆さまと一緒に考えていきたいと思っております。

この計画書はその第一歩となるものです。

これを基に、新たに建物を建てる方や出店される方々にも  
私達の地域の考え方をご理解頂きまして、一緒に嵐山にふさわしい  
まちづくりを進めていきたいと考えています。

嵐山まちづくり協議会

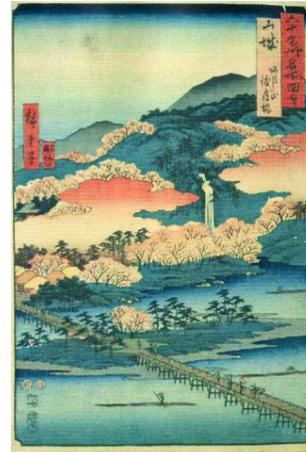
まちづくり計画書 Ver.1

# 1. 嵐山の歴史と景観特性

## 嵐山の歴史

京都市の西部に位置する嵐山。春の桜、秋の紅葉など四季折々に風情ある景色が楽しめる名所として、いにしえより愛され続ける景勝地です。

平安時代に嵯峨天皇が離宮嵯峨院（現大覚寺）を造営されたことで、天皇家ゆかりの地として、また皇族、貴族の別荘地としても栄えました。鎌倉時代初期にかけては、藤原定家が編さんしたとされる小倉百人一首など、雅な文学の舞台となり、たくさんの貴族文化が花開きました。



歌川広重「大日本六十余州名勝図絵(1853~1856)」より「山城あらし山渡月橋」



嵐山には今も、古典文学にゆかりのある「祇王寺」や「野宮神社」、世界遺産登録された名刹「天龍寺」、十三まいりで有名な「虚空蔵法輪寺」など、京都の歴史を間近に感じられる寺院・神社・名所が数多く存在しています。



嵐山のシンボルである「渡月橋」の名は、満月の夜に舟遊びをされた亀山天皇が、曇りのない夜空に月が橋を渡るようなさまを見て「くまなき月の渡るに似る」と詠まれたことに由来すると言われています。



(上から)  
明治時代の渡月橋  
昭和初期の中之島  
大正期(左)、昭和初期(右)の松並木の長辻通

## 嵐山の景観特性



天龍寺の庭園

大堰川がつくる溪谷の景観美、豊かな水系と渡月橋が織りなす景観美、嵐山の急斜面がつくり出す箱庭的景観美、という「川(水)」「橋(渡月橋)」「山(樹々)」の美しい調和が嵐山の景観特性の基本です。

それらに周辺の地域を加えてみれば、社寺が建ち並ぶ歴史と品格がもたらす美、平安・鎌倉時代より別荘の地としての豊かなたたずまいがもたらす美、山間を抜ける古くからの街道とその伝統的建造物群の美、という特徴を併せ持つ他に類を見ない風光明媚な景勝地となっています。

また、一步奥に入ると田畑や竹林が点在し、のどかな京都の郊外を体験することができます。大堰川ではボートなどの水遊びも楽しめ、品位は保ちながらも決して気取らない、そんな心癒される環境も嵐山の魅力の一つです。



## 2. 嵐山の将来像

### ◆ どのような「まち」をめざすのか・・・将来のかたち

嵐山の魅力は、「大堰川が作る豊かな水辺」や「四季折々に美しい表情を見せる嵐山の自然」と渡月橋・天龍寺などの歴史的建造物との美しい調和。これらをすべての基本とします。

### 自然と歴史的建造物が織りなす 調和を守り生かしていく「まち」へ

山・川など自然の美しさを維持し、これに調和する社寺や渡月橋などの歴史的建造物が織りなす嵐山の景観の魅力を最大限に生かすまちづくりを目指します。

### 住民が誇りを持てる「まち」へ、そして 人々が何度も訪れたい魅力を持つ「まち」へ

渡月橋・天龍寺・野宮神社を中心に、嵐山の素晴らしい自然や歴史を感じながら、非日常の楽しさを味わえる魅力あるまちづくりを目指します。

### 芸術、工芸、食など、 文化的にも向上させていく「まち」へ

訪れた人が、地元の文化などに触れられる店や施設などを増やし、食や工芸・ストーリー・会話・祭事などを通して、来訪者も一緒になって地域文化を楽しめるまちづくりを目指します。

### ◇ エリアごとの特徴ある雰囲気大切にします

それぞれのエリアによって異なる表情をもつ点も、嵐山の魅力のひとつです。

#### 長辻通界わい

天龍寺界わいの風情にあった  
にぎわいを創出



#### 大堰川左岸

嵐山を代表する  
川や橋からの眺望を保全



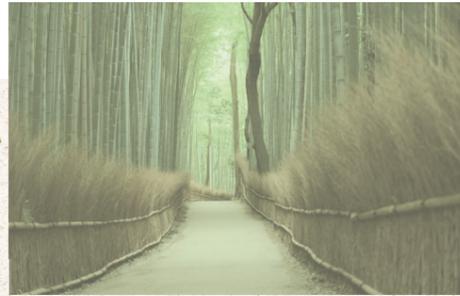
#### 中ノ島公園

水辺を生かした  
憩いの空間を創出



# 3. 嵐山まちづくり協議会について

嵐山の将来像を実現するためには、ここに暮らす人、事業を行う人など、みんなで考えるまちづくりが大切だと考えます。みんなが力をあわせるための仕組みとして、「嵐山まちづくり協議会」を立ち上げました。

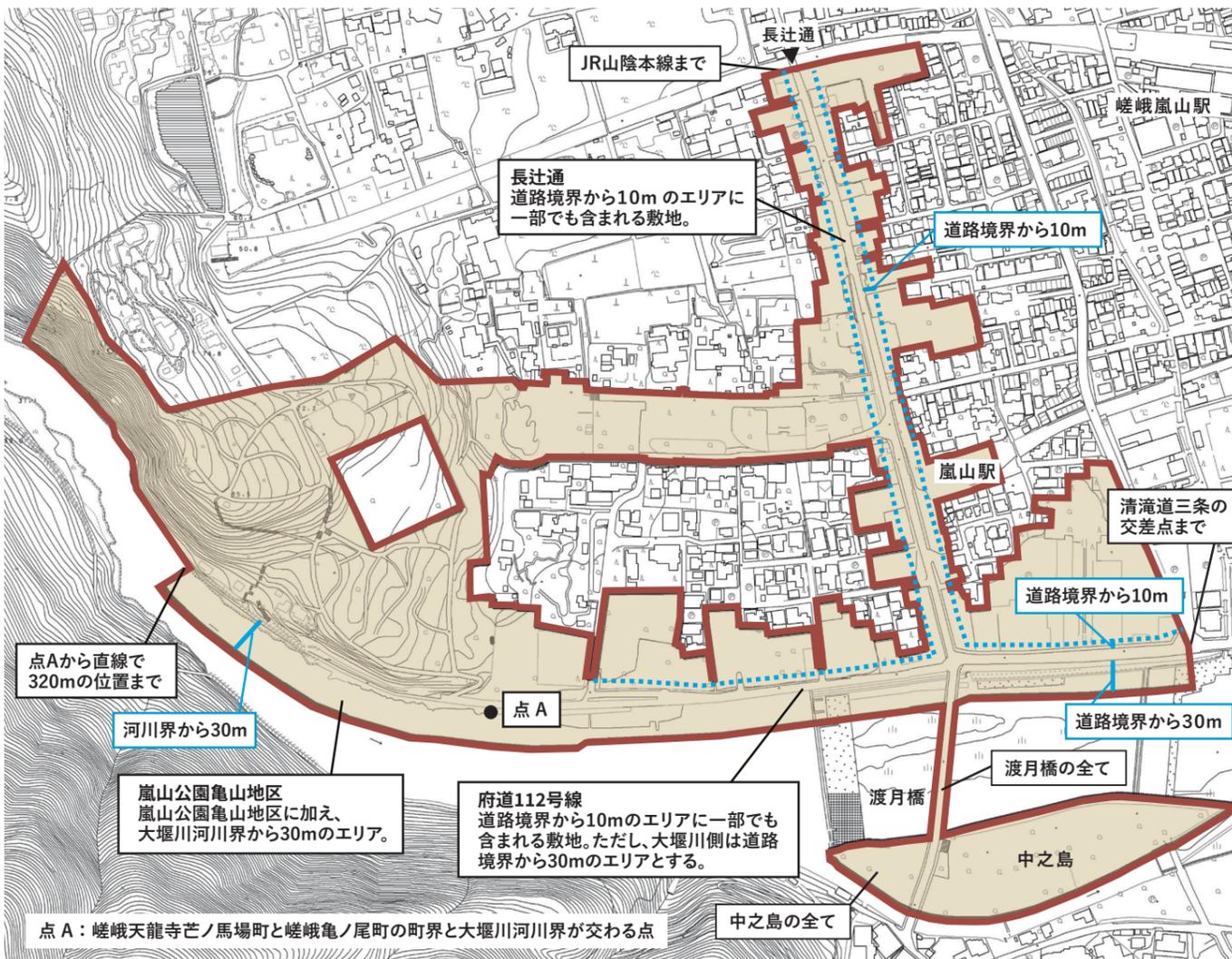


## 京都市 地域景観づくり協議会制度とは

地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「**地域景観づくり協議会**」として京都市長が認定します。地域景観づくり協議会の協議区域で建物の建築、改修などの建築行為等を行う事業者等は、京都市に景観申請する前に、計画内容について、**協議会との意見交換の実施が義務づけられます。**

## 嵐山まちづくり協議会の協議区域

協議区域は、嵯峨天龍寺立石町、嵯峨天龍寺瀬戸川町、嵯峨天龍寺芒ノ馬場町、嵯峨天龍寺北造路町、嵯峨天龍寺造路町、嵯峨亀ノ尾町及び嵯峨中ノ島町のうち、下図に示す区域とする。



※令和2年4月時点の敷地割による

## 意見交換の方法

協議会の協議区域で建物の建築、改修などの建築行為等を行う事業者は、計画内容について、協議会との意見交換の実施が義務づけられます。協議区域での建築行為等を思い立った場合は、まず協議会へご連絡ください。

### 意見交換の対象となる行為

- (1) 建築物や工作物の新築、新設、増改築、移転、除却。
- (2) 外観を変更することとなる修繕や模様替え、色の変更。
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更。
- (4) 木竹の伐採、土石の類の採取、物件の堆積(物件の堆積とは、建築資材や土砂等を積み上げる行為をいう。)
- (5) 屋外広告物及び特定屋内広告物の新設及び変更。
- (6) その他、景観に影響を与える行為。

※ただし、令和2年10月1日以前から協議区域内に存する宗教法人法第2条に規定する宗教団体(天龍寺や臨川寺)が行う、以下のいずれかの行為は除く。  
 ア 同法第3条に規定する境内建物にかかる(1)~(6)の行為  
 イ 同法第3条に規定する境内地にかかる(3)~(6)の行為  
 ※小規模の変更では意見交換が不要な場合がありますので、お早めに協議会事務局にご相談ください。

### 意見交換の手順

意見交換は以下の手順に沿って進めてください。

計画を立てる前にまず協議会へ連絡を!

### 協議区域内での建築等を思い立ったら...

#### 1 協議会への意見交換の申請

建築主(事業者)の方は、協議会事務局に意見交換の申請を行ってください。申請書類は嵐山まちづくり協議会のウェブサイトからダウンロードできます。

嵐山まちづくり協議会  
<https://arashiyama.org>  
 電話 : 070-4474-5068  
 メール: kyoto@arashiyama.org



#### 2 意見交換会への参加

協議会では、月1~2回程度意見交換会を開催しています。(意見交換は数回に及ぶ場合があります。)日時と場所は事務局からお知らせします。可能な限り、建築主自らが参加してください。

#### 3 京都市への報告

建築主(事業者)は、意見交換の内容を、意見聴取報告書として京都市へ報告することが必要です。その報告書は、協議会にも提出が必要です。

## 嵐山で建築行為等を行う場合の配慮事項

協議会の協議区域で建物の建築、改修などの建築行為等を行う場合には以下の事項にご配慮ください。

### ▼ 配慮事項 1 建物、工作物など

建物・工作物については、計画地の周囲における嵐山の自然や歴史的建造物等が形づくる風景を損なわず、落ち着いた町並みとなるよう、意匠・形態について配慮や工夫をします。

#### 具体的配慮事項

- ・京都市の規制内容を遵守します。
- ・社寺や歴史的価値のある建物などがつくる町並みの連続性を壊さない、あるいは連続性を創出する工夫をします。
- ・通りから嵐山や亀山などへの眺望を阻害しないよう配慮します。
- ・歴史的価値のある建物は、保存・活用する方向を基本とします。

### ▼ 配慮事項 2 看板、ポスター、ディスプレイなど

看板等については、京都市屋外広告物等に関する条例を遵守するとともに、嵐山の自然や歴史的建造物等が形づくる風景を損なわない、落ち着いたものとなるよう配慮します。  
また表に並ぶ商品や表から見える店構えは、通りの雰囲気や損なわず落ち着いたものとなるよう配慮します。

#### 具体的配慮事項

- ・道路上には看板やメニュー板などは置かないこととします。
- ・表のしつらえ、通りから見える商品の陳列、ポスターなどにおいては、華美なものにせず、名勝史跡に相応しい落ち着いたものとします。
- ・屋外広告物の総面積は、京都市屋外広告物等に関する条例の規制の上限に関わらず、出来るだけ最小限とします。
- ・照明は明るすぎないよう配慮します。

### ▼ 配慮事項 3 マナーなど

住む人、商売する人、来訪する人、みなが楽しく歩くための通りの環境づくりに配慮します。そのため安全で快適な環境になるよう、マナーの向上に努めます。

#### 具体的配慮事項

- ・門はき、ゴミの片づけなどを率先して行います。
- ・看板の位置や、行列の整理など、通りを人の流れがスムーズになるようあらゆる面で配慮・工夫をします。
- ・荷捌きやタクシーなどの駐停車は、周囲の邪魔にならないよう配慮します。
- ・店舗を営業する際には、周辺への十分な配慮をします。
- ・工事時には、周辺地域に迷惑をかけないよう配慮します。  
(別途定める「店舗を営業する際の注意事項等」「工事における注意事項等」を参照)

